

令和7年度 美郷町簡易水道水質検査計画

【令和7年4月1日～令和8年3月31日】

令和7年3月 作成

美郷町建設課

1. 基本方針

住民の皆様が安心して水道水をご利用頂くために、水源の状況に応じ適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることを理解頂くため、水道水の水質検査計画を作成し、その水質検査結果について公表するものです。

2. 水道事業の概要

美郷町の水道は、水源として江の川水系表流水と地下水を利用し、12ヶ所の浄水場にて浄水処理を行い、下記のとおり給水を行っています。

浄水場名	所在地	水源	浄水方法	給水区域
粕 瀨 浄 水 場	粕 瀨	地下水	膜ろ過	粕瀨・浜原・滝原 亀村・野井の全域、 久保・高畑の一部
湯 抱 浄 水 場	湯 抱	地下水	緩速ろ過	湯抱の全域
栗 原 浄 水 場	吾 郷	表流水	緩速ろ過	吾郷・築瀬の全域 乙原（竹・田水を 除く）
別 府 浄 水 場	別 府	地下水	滅菌処理	別府の全域
君 谷 浄 水 場	小 林	地下水	急速ろ過	京寛原・栢谷の全域 内田（米山を除く）
酒 谷 浄 水 場	酒 谷	地下水	滅菌処理	酒谷（光峠を除く） 九日市の石原・千原 熊見・上川戸の全域
潮 浄 水 場	潮 村	地下水	緩速ろ過	潮村・長藤曲利の 全域

都賀行浄水場	都 賀 行	地下水	緩速ろ過	都賀行郷上・郷下 (艾を除く)、山根、 天神、神田
比之宮浄水場	村 之 郷	表流水	急速ろ過 緩速ろ過	宮内、比敷、村之郷 の全域
本郷浄水場	都賀本郷	表流水	急速ろ過	上野、長藤原の一部 都賀本郷(大原迫を 除く)
都賀西浄水場	都 賀 西	地下水	急速ろ過	都賀西(乙谷を除 く)
上野浄水場	上 野	地下水	滅菌処理	上野の一部(飯谷を 除く)

3. 原水及び浄水の水質状況

栗原・比之宮・本郷の各浄水場では、水源である表流水に糞便性大腸菌群の検出があります。

湯抱・粕淵・都賀行の各浄水場においては、水源である地下水に糞便性大腸菌群の検出があります。

しかし、ここで検出された大腸菌群等は、各浄水場でろ過処理及び滅菌処理を行うことにより除去されています。

別府・君谷・酒谷・潮・都賀西・上野の各浄水場においては、深層地下水を水源としておりますので、糞便性大腸菌群などの検出例もなく、比較的安定した状況と言えます。ただし、君谷浄水場においては、基準値を超えるマンガンが検出されましたので、これを除去する装置が付設されています。

4. 水質検査を行う項目・頻度及び採水箇所

水道法施行規則第15条第1項の規定に基づき、水質基準項目(51項目)の水質検査を水道施設毎に行っています。また、水質管理目標設定項目(PFOS・PFOA)の検査についても行います。

検査頻度については、昨年に引き続き、水質基準項目については其れまでの過去3年間の測定結果が基準値の10分の1以下であれば最大3年に1回以上、10分の2以下であれば最大1年に1回以上、それ以上であれば年4回以上の測定が必要とされるため、別表1～13に示すとおり検査を行います。また、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行います。採水箇所は、原水においては各水源地、浄水にお

いては各系統の管末に位置する場所を選定し、それぞれに採水を行います。水質管理目標設定項目については各水源地において当年度に1回行います。

5. 臨時の水質検査

水源等の水質に異常が確認され、その異常に浄水処理での対応が困難で、水質基準を満たせない恐れがある時は、直ちに取水を停止するなど必要な措置をとると共に、水源や浄水場など必要な場所で安全が確認されるまで臨時の水質検査を行います。

6. 水質検査の方法

定期検査については、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣登録の水質検査機関に委託します。

毎日検査については、担当職員で行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

①水質検査計画は、美郷町のホームページで公表します。

②検査結果及び評価については、美郷町のホームページ及び広報誌で公表します。

8. その他

本水質検査計画、その他水道事業についてご意見がございましたら建設課までご連絡下さい。

○別添資料

(1) 別表1～12 水質検査計画表(検査項目・頻度及び採水箇所)

(2) 別表13 水質検査計画表(年度別)